本学の入学試験における出願書類に関する注意・受験上の注意および
不正行為の取り扱いについて

本学の入学試験における出願書類に関する注意・受験上の注意および不正行為の取り扱いは、以下のとおりです。

なお、各入学試験において、個別に禁止又は許可している事項がありますので、受験する入学試験の募集要項を必ず確認してください。

1. 出願書類に関する注意

・提出する写真は、出願以前 3 か月以内に単身で撮影した上半身無帽正面向きのものに限ります。
・写真の加工（修正・加工等）を施したものは使用しないでください（本人確認ができない場合、受験を認めないことがあります)。
・記入事項や提出書類等の真正性を確保するため、本学が必要と判断した場合には、追加的な書類の提出を求めたりなど、確認（調査等）を行うことがあります。
・出願書類等に虚偽の記載を行った者や真正でない出願書類等を提出した者に対しては、入学後であっても入学を取り消すことがあります。

2. 受験上の注意

(1) 試験室に入室してから試験終了まで、退室は認めません。試験中の発病等やむを得ない場合には、手を挙げて、監督者の指示に従ってください。
(2) 終了定刻に解答を止め、監督者の指示により退室してください。
(3) 本学の入試において、試験時間中、机の上に置けるものは、次のとおりです。

①本学の受験票（一般選抜では大学入学共通テストの受験票、私費外国人留学生入試は日本留学試験受験票を含む。）

②筆記用具（黒鉛筆、鉛筆キャップ、シャープペンシル、消しゴム、鉛筆削り（電動式・大型のもの・ナイフ類を除く。)、直線定規)、その他各入試において本学が許可したもの。

③時計（辞書、電卓、端末等の機能があるものや、それらの機能の有無が判別しづらいもの・秒針音のするもの・キッチンタイマー・大型のものを除く。）

④その他（眼鏡、ハンカチ、ティッシュペーパー（袋または箱から中身だけ取り出したもの)、目薬）

上記以外の所持品を使用または置いている場合には、解答を一時中断させて、試験終了まで預かることがあります。

(4)座布団、クッション、タオル、ひざ掛け、手袋（多汗症用を含む。）については、

試験当日試験開始前に監督者へ許可を得ることで、試験時間中に使用することができます(受験上の配慮申請は不要)。英文・漢字・地図等の記載のないもの(ワンポイント程度のメーカーロゴ、洗濯表示などを除く)(無地のものが望ましい)。使用を許可するにあたっては、監督者がこれらの用品に不正行為の疑いがないか確認します。他の受験者に影響がある大きさのものやその判断が難しい場合は、事前に本学まで問い合わせてください。

(5) 試験時間中に、次のものを使用してはいけません。

① コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具（直線定規は除く。）

② 携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、ICレコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類

これらの補助具や電子機器類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていると不正行為となることがあります。なお、イヤホンについては耳に装着していれば使用しているものとして不正行為となります。

(6) 試験時間中に使用してはいけない電子機器類は、試験室に入る前に必ずアラームの設定を解除し電源を切ってください。また、これらを時計として使用することは認めません。当日の取扱いについては、監督者の指示に従ってください。従わない場合は、不正行為とみなすことがあります。

(7) 英文字や地図等が印刷されている上着等は着用しないでください。着用している場合は脱いでもらうことがあります。また、耳栓は、監督者の指示が聞こえない場合がありますので使用できません。

(8) 写真照合の際、マスク等をはずしてもらう場合があります。

(9) 受験票との照合だけでは十分な本人確認ができない場合は、確認の必要に応じてマイナンバーカードやパスポート等身分証明書の提示を求めたり、本人確認のための追加の質問を行ったりすることがあります。

3. 不正行為について

(1) 次のことをすると不正行為となります。不正行為を行った場合は、その場で受験の中止と退室を指示され、それ以後の受験はできなくなります。また、本学の受験を無効とします。また、後日発覚した場合、既に許可された入学を取り消すことがあります。

なお、不正行為については、状況により警察に被害届を提出するなどの対応をとることがあります。

① 志願票、受験票・写真票、解答用紙へ故意に虚偽の記入をすること。

② カンニング（試験の教科・科目に関係するメモやコピーなどを机上等に置いたり見たりすること、教科書、参考書、辞書等の書籍類の内容を見ること、他の受験者の答

案等を見ること、他の人から答えを教わることなど。）をすること。
③ 他の受験者に答えを教えたりカンニングの手助けをすること。
④ 配付された問題冊子を、その試験時間が終了する前に試験室から持ち出すこと。
⑤ 解答用紙を試験室から持ち出すこと。
⑥ 「解答はじめ。」の指示の前に、問題冊子を開いたり解答を始めること。
⑦ 試験時間中に、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具（直線定規は除く。）を使用すること。
⑧ 試験時間中に、携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等、使用が許可されていない電子機器類を使用すること。
⑨ 「解答やめ。鉛筆や消しゴムを置いてください。」の指示に従わず、筆記用具を持っていたり解答を続けること。
　不正行為の疑いがある場合は、必要に応じて別室での聴取や所持品検査を行うことがあります。

(2) 上記(1)以外にも、次のことをすると不正行為となることがあります。指示等に従わず、不正行為と認定された場合の取扱いは、(1)と同様です。
① 試験時間中に、コンパス、電卓、そろばん、グラフ用紙等の補助具（直線定規は除く。）や携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、タブレット端末、電子辞書、IC レコーダー、イヤホン、音楽プレーヤー等の電子機器類、教科書、参考書、辞書等の書籍類をかばん等にしまわず、身に付けていたり手に持っていること。
② 試験時間中に携帯電話や時計等の音（着信・アラーム・振動音など。）を長時間鳴らすなど、試験の進行に影響を与えること。
③ 試験に関することについて、自身や他の受験者が有利になるような虚偽の申出をすること。
④ 試験場において他の受験者の迷惑となる行為をすること。
⑤ 試験場において監督者等の指示に従わないこと。
⑥ その他、試験の公平性を損なうおそれのある行為をすること。
　これらの場合においても、不正行為の疑いがある場合は、必要に応じて別室での聴取や所持品検査を行うことがあります。